

別添 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による管理業務の実施に当たっては、指定管理者〇〇が行う八千代市知的障害者通所施設の管理運営に係る個人情報の保護に関する規程を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第2 指定管理者は、市の指示又は承諾がある場合を除き、管理業務を実施するために市から提供された個人情報が記録された資料及び、指定管理者が取得した個人情報が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(提供資料の返還)

第3 指定管理者は、管理業務を実施するために市から提供された個人情報が記録された資料を、業務終了後直ちに市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(従事者への周知)

第4 指定管理者は、管理業務に従事する者に対して、八千代市個人情報保護条例第13条第3項に定める義務の内容並びに同条例第39条第2項及び第40条に定める罰則の内容を周知しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第5 指定管理者は、この「個人情報取扱特記事項」に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。